

(電子メール施行)  
高第4723号  
令和7年2月28日

各有料老人ホーム設置者 様  
(指定都市及び中核市所管施設を除く。)

兵庫県福祉部高齢政策課長

兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について (通知)

このことについて、国の有料老人ホーム設置運営標準指導指針の改正に伴い、標記県指導指針の一部を改正しましたのでお知らせします。

つきましては、下記の主な改正点を踏まえ、有料老人ホームのより適正な運営に努めていただきますようお願いいたします。

記

【主な改正点】

- 1 令和6年度報酬改定内容の反映等
- 2 高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を規定

※ 詳細については別紙「改正のポイント」、「新旧対照表」を参照ください。

特に上記2については、一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを受けての改正です。当該規定が追加された経緯について十分ご留意いただき、適切な対応をお願いします。

R6.12.6 付厚生労働省局長通知「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/26389.pdf>

(参考) R6.11.8 付厚生労働省局長通知 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/87246.pdf>

R6.5.23 付厚生労働省局長通知 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/426895.pdf>

【担当】

高齢政策課介護基盤整備班 (高年施設担当)  
電話 078-341-7711(内線 73511)